

集落活性化支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、猿沢地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が、猿沢地域内の集落、複数の集落の連合体及び地域内で活動する団体（これらを総称し「集落等」という。）が行う協働のまちづくりを推進する事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、地域内で活動する団体とは、構成員の7割以上を猿沢地域に住所を有する者で構成し、猿沢地域内で第3条各号のいずれかの事業を行う団体をいう。

(助成金の対象となる事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次の各号に定めるとおりとし、一集落等あたりの申請件数に上限は設けない。

- (1) 芸術・文化・スポーツ事業
- (2) 防犯・防災対策事業
- (3) 景観・環境保全事業
- (4) 健康づくり事業
- (5) 高齢者福祉事業
- (6) 青少年健全育成事業
- (7) 子育て支援事業
- (8) 産業・観光振興事業
- (9) 文化伝承・後継者育成事業
- (10) 定住・地域間交流事業
- (11) その他特に協議会が認める事業

(助成金の額及び助成対象経費)

第4条 集落等へ交付する助成金の額は、1事業あたり事業費の3分の2以内の額（千円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。）とする。

2 助成金の一集落等あたりの年間総額は5万円を上限とする。ただし、助成事業に対し、補助金、参加料等、他の収入がある場合は、事業費から他の収入を控除した額を対象として助成金を交付する。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は助成の対象外とする。

- (1) 事業関係者への報酬・手当等
- (2) 食糧費（弁当、お茶代等を除く、ただし、事業費の2分の1以内とする）
- (3) 領収書等により確認することができない経費

(4) その他、助成の対象として適切でないと認められる経費

(助成金の交付申請)

第5条 助成を希望する集落等は、協議会の指定する日までに助成金交付申請書（様式第1号）を協議会に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 協議会は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査した上で助成の可否及び助成金の額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請のあった集落等に対し通知するものとする。

(事業報告)

第7条 交付の決定を受けた集落等は、事業が完了した日から30日を経過した日（交付決定日が事業完了日以後になった場合は、交付決定日から30日を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに事業実施報告書（様式第3号）を協議会に提出しなければならない。

2 既に交付を受けた助成金に係る事業費に不要額が生じたときは、速やかに当該不要額に係る助成金相当額を協議会に返還するものとする。

(申請回数の制限)

第8条 同一集落等が同一年度に申請できる件数に制限を設けない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月25日から適用する。

附 則（平成26年4月10日改正）

この要綱は、平成26年4月1日に遡って適用する。

附 則（平成28年4月24日改正）

この要綱は、平成28年4月1日に遡って適用する。

附 則（平成31年3月10日改正）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月9日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

助成金交付申請書

令和 年 月 日

猿沢地域まちづくり協議会

会長 佐藤 倉一 様

団体名

申請者 代表者住所 村上市

番地

〃 氏名

㊞

担当者氏名

〃 電話番号（携帯可）

令和 年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、集落活性化支援事業助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて助成金 ， 000円の交付を申請します。

添付書類

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 その他必要な書類

【振込先】

金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

別紙1（様式第1号「助成金交付申請書」に添付）

事業計画書

団体名	
事業名	
実施の場所 (施設名等)	
事業の内容	
期待される 効果	
概算事業費 及び助成金	概算事業費 _____ 円 × 2 / 3 ÷ 助成金額（予定） _____ , 000 円 (助成金額は千円未満切り捨て)
実施（予定） 年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

注)「事業の内容」には、事業量、対象とする人、参加人数、具体的な実施内容等を記載する。

注) 猿沢地域内で活動する団体で、構成員に、猿沢地域外に住所を有する者を含む場合は構成員名簿（構成員、住所の記載のあるもの）を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

様

猿沢地域まちづくり協議会
会長 佐藤 倉一

助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成金について、次のとおり交付することに決定したので、集落活性化支援事業助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金 , 000円
- 2 交付予定日 令和 年 月 日頃

様式第3号（第7条関係）

事業実施報告書

令和 年 月 日

猿沢地域まちづくり協議会

会長 佐藤 倉一様

団体名

申請者 代表者住所 村上市

番地

〃 氏名

㊟

担当者氏名

〃 電話番号（携帯可）

令和 年 月 日付けで交付決定のあった事業について、次のとおり実施したので、集落活性化支援事業助成金交付要綱第7条の規定により報告します。

添付書類

- 1 収支精算書（別紙2）
- 2 その他必要な書類（領収書の写し、成果品の写し、写真データ等）
- 3 事業内容

事業名	
実施日	

<参加人数>

大人		中学生以下		合計
男	女	男	女	

別紙2（様式第3号「事業実施報告書」に添付）

収支精算書

(1) 収入の部

区分	金額（円）	内訳
集落活性化支援事業助成金		
計		

(2) 支出の部

区分	金額（円）	内訳
計		